

大山町監査委員告示第1号

住民監査請求に基づく監査結果の公表について

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表します。

令和3年2月25日

大山町監査委員 石黒 澄男



大山町監査委員 西山 富三郎



決 定 書

第1 請求人

(略)

第2 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

1 平成30年度大山町地域自主組織活動支援交付金

平成30年度に大山町地域自主組織活動支援交付金（以下、「交付金」という。）を交付された団体「支えあいのまち御来屋」からの実績報告書の収支決算書には、「ハイ交流決算額1,000,000円」と記載され、その証憑書類として「ご利用明細」（振込金額がわかる書類）だけが添付されていた。このような書類だけでは情報量が限られており、正当な支出かどうかを確認することは困難である。

したがって、本支出は不当な支出である可能性があり、その場合、大山町長は交付すべきでない公金の支出をしており、大山町は相当する額の損害を被ったと推測される。大山町長は、受注者情報、領収書、契約書など支出内容を裏付ける書類の提出を求めたうえで、適正に対処すべきである。

2 平成31年度大山町地域自主組織活動支援交付金

交付金の交付要綱は平成31年4月1日に全面改正され、改正後の交付要綱第10条第2項の実績報告書は、様式第1号として定められている。この様式第1号は改正前後で、添付書類に「④補助対象事業費の支払いが確認できる書類」が追加されている。

しかしながら、平成31年度の交付金を交付された団体「支えあいのまち御来屋」からの実績報告書には、「④補助対象事業費の支払いが確認できる書類」の記載が無いものが使用されていた。大山町長は報告を受け、検査等の際に是正措置をとる等により、改正内容の徹底を図るべきであった。

したがって、このことは交付金交付要綱に抵触し不当である。大山町長は交付要綱の改正内容について周知徹底を図り、疑義が生ずれば適正に対処すべきである。

第3 請求の受理

本件請求は、令和3年1月4日に提出され、請求要件を具備しているとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和3年1月21日から同年2月19日まで

2 監査の対象部署

企画課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和3年2月4日に請求人の陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和3年2月5日に監査対象部署から陳述を聴取した。

令和3年2月9日に「支えあいのまち御来屋」から陳述を聴取した。同日、「KAIフェス実行委員会」から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

大山町地域自主組織活動支援交付金の支出に関する主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 大山町補助金等交付規則

第3条

補助事業者等は、補助金等の交付に関し不正な申請をしてはならない。

2 補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い、当該補助金等を公正かつ効率的に使用しなければならない。

イ 大山町地域自主組織活動支援交付金交付要綱

第1条 この要綱は、地域自主組織の設立・普及促進事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定める事業等の推進を図るため、実施要綱第4条及び大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)第27条の規定に基づき、大山町地域自主組織活動支援交付金(以下「交付金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(2) 認定事実

- ア 大山町長は平成 30 年度大山町地域活動支援交付金として「支えあいのまち御来屋」に対して 3,000,000 円を支出している。
- イ 「支えあいのまち御来屋」は実績報告書の収支決算書において、ハワイ交流事業に協賛金として 1,000,000 円を支出しており、その証憑書類は銀行振込した際のご利用明細のみである。
- ウ ハワイ交流事業として 1,000,000 円を受領した団体の名称は「K A I フェス実行委員会」で、所在地は鳥取県西伯郡大山町御来屋 999 である。
- エ 「K A I フェス実行委員会」はハワイ交流事業の経費として協賛金額を超える支出をしている。

(3) 監査委員の判断

大山町補助金等交付規則は、補助事業者等は法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い、当該補助金等を公正かつ効率的に使用しなければならないと規定している（大山町補助金等交付規則第 3 条第 2 項）。

大山町地域自主組織活動支援交付金交付要綱は、地域自主組織の設立・普及促進事業実施要綱に定める事業等の推進を図ることを目的として規定している（大山町地域活動支援交付金交付要綱第 1 条）。この事業等とは、住民主体で地域づくりを進める自主的な組織を設立し、集落という範囲を超えて広域での地域づくりに取り組む意欲のある地区への支援や地区間の連携を図ることと規定されている（地域自主組織の設立・普及促進事業実施要綱第 1 条）。つまり、この事業等に交付金が使用されなければ正当な支出とはいえないと解される。

これを本件についてみると、交付対象である「支えあいのまち御来屋」が「K A I フェス実行委員会」に協賛金として銀行振込した際のご利用明細では、交付目的の事業等に公金が使用されたか確認することはできない。これを確認するためには、本交付金の終局の受領者である「K A I フェス実行委員会」の領収書等により、ハワイ交流事業の経費に充てられたことの確認が必要と解される。このことにより、「K A I フェス実行委員会」の領収書等の確認を行った。その結果、ハワイ交流事業の経費として、当該協賛金額を超える支出が確認できた。

したがって、本件ハワイ交流事業への支出は、不当な公金の支出であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により主文のとおり決定する。

第6 監査の結果における意見

本件請求に係る監査にあたり、次のとおり意見を述べることとする。

1 補助事業者等が協賛金を支出することについて

本件で確認したとおり、協賛金のように使途を特定しないような支出は、交付目的に従った公金の支出が行われない可能性がある。これは、住民から疑義を抱かれやすいと言わざるを得ない。本件では結果として、交付目的に従った公金の支出が行われていたが、補助事業者等が終局の受領者から事業報告を受ける必要性等を踏まえると、このような支出の在り方は好ましくない。

2 監査対象部署の事務について

本件請求は、情報公開制度を用いて知り得た情報をもとに起こされたものである。情報が開示された後、請求人から令和2年12月11日付で大山町地域自主組織活動支援交付金収支決算書の明確化を求める申入書が提出されており、令和2年12月21日付で大山町長はこれに対する回答を行っている。

住民が、公金の支出内容を明らかにするよう求めているにも関わらず、大山町長は交付金の終局の受領者である「KAIフェス実行委員会」に対して何ら調査を行わず、「支えあいのまち御来屋」への聞き取りのみを行っていた。さらに、この聞き取りに関しては協議録等の文書による保存もされていなかった。回答書では公金の支出の正当性を主張しているが、これを裏付ける証拠書類が無ければ請求人が納得されることは容易に理解できる。このような場合、支出内容を明らかにするため、誠実に調査（地方自治法第221条第2項）を行うことが望ましいと大山町長には申し入れを行った。

3 平成31年度大山町地域活動支援交付金の実績報告書について

監査対象部署から書類を提出させ、確認を行った。

すべての交付団体の実績報告書には、証憑書類等が添付されていた。しかしながら、複数団体の実績報告書には、添付書類「④補助対象事業費の支払いが確認できる書類」の記載が無いものが見受けられた。このことは、受付又は検査等で正されるべきものであるが、その主たる原因は周知不足である。

したがって、本件請求のとおり、大山町長には交付要綱改正の周知徹底を行うよう申し入れを行った。

令和3年2月19日

大山町監査委員 石黒 澄男

大山町監査委員 西山 富三郎